平成２２年（フ）第８７９号
千葉県市川市相之川４丁目２番４―106号　スカイハイツ南行徳
債務者　増子　江美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９１号
千葉県市原市青柳2093番地　ニューハイツ松本Ｂ204号
債務者　鍋島　真実
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９７号
千葉市美浜区稲毛海岸５丁目２番２号　ユーゲントハイム210号
債務者　森川　世佑
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
三重県松阪市内五曲町39番地
債務者　富田　栄子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７２４号
京都市伏見区新町１丁目521番地　ジュネス21―105号室
債務者　日髙　勝志
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町40番地　ドエルツクマ53
債務者　森山　　瞳（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃73番地１
債務者　杉山　龍司
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０５号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃73番地１
債務者　杉山真津美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６０号
京都市伏見区淀新町35番地の６
債務者　井山　　晶
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２１号
京都府城陽市枇杷庄知原６番地の20　今西荘204号
債務者　和田喜美代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７９号
大阪府柏原市清洲１丁目４番９―503号、前住所大阪府柏原市堂島町３番７号
債務者　松浦　利明
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
堺市北区長曽根町22番地１
債務者　西野　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
堺市北区南花田町540番地１　ベルデメゾンＡ―102号
債務者　森下　絢弥
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
堺市北区東三国ヶ丘町４丁２番11―406号
債務者　長野　淑子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
大阪府富田林市寺池台５丁目19番７―ＨＡ407号
債務者　上田　　均
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９２号
大阪府富田林市喜志町３丁目４番27号
債務者　寺田　宏一
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
堺市中区土師町５丁12番４―３号
債務者　堀井　美幸
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係